

工業専用地域

安曇野市土地利用基本計画（以下「基本計画」という。）に定める工業を中心とした専用地域。穂高烏川地区は拠点市街、準拠点市街区域に接しておらず、50m規制の対象ではない。（工業地域及び工業専用地域が第1地域に接する場合、境界線から50mまでを第2地域とし、第2種規制とする。）（安曇野市臭気指数の規制地域と基準値（諮問内容）概要図詳細）

工業専用地域（穂高烏川地区）



凡例（地域の区分）（規制区分）

工業地域

第3種

工業専用地域

第3種